

議第120号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内指定病院の精神科の診療等に従事した者に係る滋賀県医学生（精神科）修学資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 貸付けの相手方 | 2 人 |
| 2 金 額 | 14,400,000円 |

（参 考）

$$7,200,000円 \times 2人 = 14,400,000円$$